

# 交番だより

平成31年4月 号外

座間警察署 046-256-0110  
緊急時は 110番

## サギの手口いろいろ!

### 1 キャッシュカードを直接だまし取るオレオレ詐欺

この手口は、実在するデパートや百貨店の従業員を装う犯人が電話で「あなたのクレジットカードを使って買い物しようとしている人がある。」などと連絡してきて、被害者が「身に覚えがない」などと伝えると「あなたの個人情報が漏れていて、クレジットカードが偽造されている。」「警察に通報します。」などとだましてきます。

その後、警察官を装う犯人から、「あなたの口座の預金が危ない、キャッシュカードを取り換えた方がよい。」などと話し、「手続に必要」などと言って暗証番号を聞き出された後に、警察官や銀行協会職員等を装う犯人が直接キャッシュカードを受け取りに来て、預金を引き出されてしまうものです。

**面識のない方には、絶対に暗証番号を伝えたり、キャッシュカードを渡さないでください。**



### 2 架空請求詐欺

サイト管理会社等をかたり、「有料サイト登録解除料金」や「有料サイト閲覧未納料金」等を名目に支払いを要求し、コンビニエンスストア等で電子マネーを購入させ、シリアル番号等を携帯電話で連絡するよう指示し、電子マネーをだまし取る手口が多発しています。

また、県内には、法務省や地方裁判所、民事訴訟管理センター等を装い、契約不履行や料金未納によって、訴訟が行われているとの内容の葉書や封書が多数届いています。

葉書の内容を不安に思い、記載している「お問合せ窓口」に連絡すると「弁護士の紹介」や「裁判回避のための費用」等を名目に支払いを要求し、コンビニエンスストアで電子マネーを購入させ、シリアル番号等を携帯電話で連絡するよう指示し、電子マネーをだまし取られます。**このような、葉書や封書、メールが届いたら、直ぐに警察に相談してください。**



### 3 還付金等詐欺

還付金等詐欺は、役所の職員をかたり

「医療費・保険料の還付金があります。」「今日が手続の期限です。」

「急いで近くのATMに行ってください。」

などと、還付手続を装って、口座間送金により犯人の口座にお金を送らせるものです。**役所等が医療費等の還付手続として、ATMを操作させることは絶対にありません。**

